

総務第 821号
令和元年8月7日

公益社団法人東広島市観光協会
会長 蔵田 憲 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和元年8月7日から令和6年8月6日まで